「地方公共団体の財政の健全性に関する比率」の算定結果について (令和6年度決算)

令和7年10月

政策経営部財政課

## 1 概 要

北海道夕張市のような地方自治体の財政破綻を未然に防ぐため、平成20年4月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「財政健全化法」といいます。)が施行されました。

財政健全化法では、市の一般会計の決算だけでなく、市の全ての特別会計、一部事務組合(多摩川衛生組合、東京たま広域資源循環組合等)、第 三セクター等(土地開発公社、府中文化振興財団等)の決算や借入金残高なども合わせて「地方公共団体の財政の健全性に関する比率」(以下「比率」といいます。)を算定し、地方公共団体の財政の健全性を見ることとしています。算定された比率は、監査委員の審査を受け、議会に報告した上で、公表することが義務付けられています。

算定された健全化判断比率のいずれかが財政の健全性の黄色信号を示す「早期健全化基準」以上の場合には、財政健全化計画を策定するなどの改善努力が義務付けられています。さらに比率が悪化し「財政再生基準」以上の場合は、財政破綻とみなされ、国の関与が強まり、財政再生計画を策定するなどの改善努力が義務付けられています。

また、資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、経営健全化計画の策定が義務付けられています。

#### 2 財政健全化法に係る比率

(1) 健全化判断比率 ア 実質赤字比率

一般会計等(一般会計、公共用地特別会計)を対象とした標準財政規模(市の一般的な歳入規模)に対する実質赤字額の割合。

イ 連結実質赤字比率

すべての会計(一般会計等、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、競走事業会計、下水道事業会計)を対象とした標準財政規模に対する実質赤字額の割合。

ウ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金(下水道事業会計・一部事務組合の元利償還金のうち一般会計等で負担すべき額、債務負担行為解消額の一部)の標準財政規模に占める割合。

工 将来負担比率

標準財政規模に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の大きさ(一般会計等の借入金残高、債務負担行為に基づく支出予定額の一部、下水道事業会計・一部事務組合等の借入金残高のうち将来一般会計等で負担すべき額、現在在職している職員が一斉に退職した場合の退職手当負担見込額、市で設立した第三セクター等に対して将来市が負担すべき額など)を示す割合。

(2) 資金不足比率

公営企業(競走事業、下水道事業)ごとの資金の不足額の事業の規模に対する割合。

### 3 令和6年度決算等に基づく健全化判断比率

(1) 各比率の状況

(単位:%)

						\ <del>+</del>  \(\frac{+}{2}\cdot\)
区 分		健全化判	資金不足比率			
区 77	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	競走事業会計	下水道事業会計
令和6年度決算等に基づく比率	_	_		_	_	_
( )内は参考値	(△6.66)	(△25.56)	2.6	(△39.9)	(△10.6)	(△62.2)
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0		
財 政 再 生 基 準	20.00	30.00	35.0			
経営健全化基準					0.0	20.0
【参考】府中市における基準	0.00	0.00	8.0	35.0		
令和5年度決算等に基づく比率	_	_		_	_	_
( )内は参考値	(△4.43)	(△21.87)	2.7	(△53.8)	(△10.0)	(△51.1)
【参考】令和4年度決算等に基づく比率	_	_		_	_	_
( )内は参考値	(△5.11)	(△24.10)	2.9	(△66.4)	(△9.8)	(△35.4)

- ※資金不足比率は「経営健全化基準」が「早期健全化基準」に相当するものとして定められています。
- ※黒字になりますと、比率は算定されず「一」の表記となります。
- ※()内は計算により算出された参考数値で、マイナスの値は黒字の割合、将来負担に対する余裕の程度を示しています。

### ア. 健全化判断比率

- ①実質赤字比率 一般会計等に赤字額はありませんので、比率は算定されません。
- ②連結実質赤字比率 すべての会計で見ても、赤字額はありませんので、比率は算定されません。
- ③実質公債費比率 令和4~6年度の3か年平均で「2.6%」となります。

早期健全化基準は25.0%ですが、18.0%を超えますと、起債を借入するに当たり、国の許可が必要となるなどの制限が掛かります。

令和6年度決算は現在算定中ですので、令和5年度決算で見ますと、全国平均では「5.6%」、東京都26市平均では「1.2%」となっています。

4)将来負担比率

早期健全化基準は350.0%となっていますが、計算上の将来負担見込額はありませんので、比率は算定されません。ただし、 今後、起債の借入残高が増加したり、基金の残高が減少すると、算定される可能性があります。

令和5年度決算で見ますと、全国平均では「6.3%」東京都26市平均では「12.5%」となっています。

イ. 資金不足比率 競走事業、下水道事業に資金不足額がありませんので、比率は算定されません。

# (2)各比率の算定方法 ア. 健全化判断比率 ①実質赤字比率

令和6年度決算では一般会計等に赤字額はありませんので、比率は算定されません。黒字額をマイナスで表記した場合の 参考値としての比率は、前年度と比較して、決算剰余金の額が増加したことから下がっています。

				<b>参</b> 有 但	5年度【参考】
算定式	<u>実質赤字額(ア+イ)</u> 標準財政規模(ク)	=	$\frac{\triangle 4,154,754}{62,300,540} =$	△ 6.66	△ 4.43

②連結実質赤字比率 すべての会計を見ても、赤字額がありませんので、比率は算定されません。黒字額をマイナスで表記した場合の参考値としての比率は、前年度と比較して、競走事業会計の流動負債と流動資産の差引額が増加したことなどから下がっています。

全会計の決算額 (単位:千円)

					令和6年度	
	歳入総額(A)	歳出総額(B)	繰越財源(C)	差引	額【(B)-(A)+(C)】	令和5年度
一般会計	136,991,417	132,813,920	209,650	ア	△ 3,967,847	△ 2,549,128
公共用地特別会計	1,659,107	1,472,200		1	△ 186,907	△ 176,021
一般会計等【実質赤字額】(ア+イ)				サ	△ 4,154,754	△ 2,725,149
実質赤字比率(サ/ク)【参考値】					△ 6.66	△ 4.43
国民健康保険特別会計	24,141,503	23,988,009		ゥ	△ 153,494	△ 12,706
介護保険特別会計	20,832,623	20,234,611		エ	△ 598,012	△ 893,711
後期高齢者医療特別会計	6,799,352	6,767,505		オ	△ 31,847	△ 40,283
					令和6年度	
	流動資産額(A)	流動負債額(B)	繰越財源(C)	差引	額【(B)-(A)+(C)】	令和5年度
競走事業会計	11,851,464	2,653,226		カ	△ 9,198,238	△ 8,265,885
下水道事業会計	2,712,543	921,852		キ	△ 1,790,691	△ 1,488,155
全会計【連結実質赤字額】(ア+イ+ウ+エ+オ+	シ	△ 15,927,036	△ 13,425,889			
連結実質赤字比率(シ/ク)【参考値】		△ 25.56	△ 21.87			
標準財政規模	ク	62,300,540	61,387,871			

<sup>※</sup>全ての会計で歳出と歳入及び流動負債(控除企業債等を除く)と流動資産の差引額がマイナスですので、赤字額はありません。 (赤字額がある場合はプラス表記になります。)

<sup>※</sup>黒字額をマイナスで表記した場合の参考値を記載しています。

## ③ 実質公債費比率

令和6年度においては、実質公債費比率算定の際に分子となる、元利償還金の経費が増加したことなどにより、単年度の比率は増加しておりますが、令和6年度の比率が令和3年度より低いことから、令和4年度から6年度の3か年平均では、昨年度から0. 1ポイント減少し2. 6%となっており、財政健全化計画を策定する必要となる早期健全化基準は25. 0%であるため、大幅に下回っています。

(元利償還金+準元利償還金)(ア+イ+ウ+エ)

- (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)(オ+ク+ケ)

の3か年平均

算定式

標準財政規模(カナキ) - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (クナケ)

(単位:千円)

	ア	1	ウ	エ	オ	【分子】	【分母】
	元利償還金(借 入金返済)	下水道事業会計 の借入金返済に 充当したと認めら れる繰入金	一部事務組合等(東京たま広域資源循環組合等)の借入金返済に充当したと認められる負担金	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの(PFI整備事業費、用地取得に係るものなど)	特定財源の額(市営住 宅使用料、都市計画税 など)	(ア+イ+ウ+エ) ー(オ+ク+ケ)	(カ+キ) ー(ク+ケ)
令和3年度	3,766,417	340,044	44,251	1,153,749	1,368,025	1,976,176	51,843,842
令和4年度	3,518,172	334,648	40,263	351,778	1,330,854	1,100,584	56,005,154
令和5年度	3,846,019	339,542	42,507	235,571	1,340,402	1,552,216	59,816,850
令和6年度	3,961,814	345,478	44,636	378,611	1,328,588	2,082,472	60,981,061
	カ	+	ク	ケ			
	標準税収入額等		事業費補正により基準 財政需要額に算入され た公債費	災害復旧費等に係る基 準財政需要額	実質公債費比率(単年 度)	【6年度】実質公債費 比率(3か年平均)	【5年度】(3か 年平均)
令和3年度	53,804,102	0	200,511	1,759,749	3.81179		
令和4年度	57,818,577	0	201,457	1,611,966	1.96515		2.7
令和5年度	61,387,871	0	132,653	1,438,368	2.59495	2.6	
令和6年度	62,300,540	0	141,448	1,178,031	3.41495		

<sup>※</sup>ク、ケは地方交付税算定上の数値であり、計算式の分母、分子から控除されます。

### 4)将来負担比率

市の借入金残高以外に、債務負担行為に基づく支出予定額、下水道事業会計の借入金返済に対して将来負担すべき額、一部事務組合等の借入金返済に対して将来市が負担すべき額、現在在職している職員が一斉に退職した場合の退職手当などの将来負担見込額があります。一方、保有している基金、将来歳入が見込める財源、地方交付税の算定上算入が見込まれる金額が、計算上、将来負担見込額から控除されるため、令和6年度の算定では将来負担見込額はマイナスとなり比率は算定されません。

将来負担のマイナス分を表記した場合の参考値としての比率は△39.9%となり、前年度との比較では、充当可能基金が減少し、地方債現在高も増加するなど、結果として指数は上がっています。

将来負担額(ア+イ+ウ+エ+オ+カ)

算定式

- (充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額)(キ+ク+ケ)

標準財政規模(コ) - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(サ)

(単位:千円)

							<u> </u>	
	ア 地方債(借入金)の現在 高	出予定額 (市民会館·中央図書館	借入金返済に今後 充当すると考えら	工 一部事務組合等(東京たま広域資源循環組合等)の借入金返済に今後充当すると考えられる負担金		力 設立法人(土地開 発公社、府中市文 化振興財団等)の 負債額等負担見込 額	将来負担額 (ア+イ+ウ+ エ+オ+カ)	
令和5年度	42,615,155	3,023,290	4,814,873	322,409	9,156,938	0	59,932,665	
令和6年度	46,625,002	2,403,823	5,244,440	279,559	9,331,602	0	63,884,426	
	キ 充当可能基金 (下水道施設改築基 金、介護保険給付費等 準備基金などを除く)	ク 充当可能特定歳入 (都市計画税、市営住宅 使用料の一部、土地開 発公社に対する貸付金 の償還金など)	ケ 基準財政需要額算 入見込額	【分子】 将来負担額 ー(キ+ク+ケ)	標準財政規模	サ 算入公債費等の額	【分母】 コ ー サ	将来負担比率 【参考値】
令和5年度	68,125,492	16,169,682	7,856,324	△ 32,218,833	61,387,871	1,571,021	59,816,850	△ 53.8
令和6年度	65,844,500	15,323,209	7,059,590	△ 24,342,873	62,300,540	1,319,479	60,981,061	△ 39.9

※ケ、サは地方交付税算定上の数値であり、計算式の分母からサが、分子からケが控除されます。

### イ. 資金不足比率

令和6年度決算において、競走事業会計、下水道事業会計ともに資金不足額がありませんので、比率は算定されません。

【競走事業会計】

算定式 <u>資金不足額 (Δ9,198,238千円)</u>

事業の規模 ( 86,369,172千円)

参考値 5年度【参考】 △ 10.6 △ 10.0

「事業の規模」は、開催収益、場間場外発売事務受託収益、その他営業収益の合計になります。

(単位:千円)

年度	流動負債額(A)	流動資産額(B)	差引額(A)— (B)	事業の規模	資金不足比率
令和4年度	3,388,272	12,347,343	△ 8,959,071	91,349,914	△ 9.8
令和5年度	2,287,930	10,553,815	△ 8,265,885	81,954,502	△ 10.0
, 令和6年度	2,653,226	11,851,464	△ 9,198,238	86,369,172	△ 10.6

※流動負債(控除企業債等を除く)と流動資産の差引額がマイナスですので、赤字額はありません。(赤字額がある場合はプラス表記になります。)

【下水道事業会計】

算定式\_\_\_\_\_\_

<u>資金不足額 (△1,790,691千円)</u> 事業の規模 ( 2.876.824千円) 参考値 5年度【参考】 △ 62.2 △ 51.1

「事業の規模」は、下水道使用料、一般会計からの負担金の一部、その他営業収益の合計になります。

(単位:千円)

年度	流動負債額(A)	流動資産額(B)	差引額(A)- (B)	事業の規模	資金不足比率
令和4年度	443,551	1,489,867	△ 1,046,316	2,948,088	△ 35.4
令和5年度	575,449	2,063,604	△ 1,488,155	2,908,672	△ 51.1
令和6年度	921,852	2,712,543	△ 1,790,691	2,876,824	△ 62.2

- <u>※流動負債(控除企業債等を除く)と流動資産の差引額がマイナスですので、赤字額はありません。(赤字額がある</u>場合はプラス表記になります。)

